

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

| | | | |
|--|---|---------------------------------|---|
| ○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (県中央振興) | 一 | ○狭山都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) | 五 |
| ○大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業支援課) | 二 | ○都市計画に関する公聴会の開催 (市街地整備課) | 七 |
| ○貸金業者の業務の停止 (金融課) | 三 | ○さいたま都市計画島町西部土地区画整理事業の決定 | 六 |
| ○川島町土地改良区の役員就退任届 (東松山農林) | 四 | ○新座市野火止上北土地区画整理組合の事業計画の変更認可 | 七 |
| ○小島土地改良区の役員退任届 (大里農林) | 五 | ○宮代町道仏土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 | 七 |
| ○県営土地改良事業下蒔田地区(中山間地域総合整備事業)の換地計画の決定及び換地計画書の写しの縦覧 (農村整備課) | 五 | ○県道上里鬼石線の供用の開始 (本庄県土) | 八 |
| ○電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路環境課) | 五 | ○県道児玉新町線の供用の開始 (杉戸県土) | 八 |
| ○川越都市計画用途地域の変更の案の縦覧 (都市計画課) | 五 | ○県道下早見菖蒲線の区域の変更 (杉戸県土) | 八 |
| ○熊谷都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 | 五 | ○県道下早見菖蒲線の供用の開始 | 九 |

告示

○開発行為に関する工事の完了公告 (熊谷建築安全センター) 九

○ () 九

○ (越谷建築安全センター) 一〇

○がんセンターで使用する電気に関する入札公告(経営管理課) 一〇

○精神医療センターで使用する電

気に関する入札公告 (経営管理課) 一一

正誤

○埼玉県本庄県土整備事務所長告示第九号中訂正(本庄県土) 一三

○埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十五号中訂正 (杉戸県土) 一三

埼玉県告示第四百七十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-ngo.net))により縦覧に供する。

平成二十一年十一月十日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日 平成二十一年十一月二日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人北本市手をつなぐ育成会

代表者の氏名 秋葉 三枝子

主たる事務所の所在地 埼玉県北本市北本宿一五九番地二九

定款に記載された目的 (変更前) この法人は、在宅の心身障害者に対し、身近な地域で通所により必要な自立訓練や授産活動の場として地域デイケア施設の運営及び支援を行い、心身障害者の社会参加を促進することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、在宅の障害

者に対し、身近な地域で通所により必要な自立訓練や授産活動の場として障害福祉サービス事業所の運営及び支援

を行い、障害者の社会参加を促進することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千四百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 鳩ヶ谷店

鳩ヶ谷市坂下町二丁目五番十四号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前) 株式会社西友 鳩ヶ谷店

(変更後) 西友 鳩ヶ谷店

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(変更前) 株式会社西友

代表取締役 エドワード・ジエームズ・カレッジエッスキー

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

(変更後) 合同会社西友

職務執行者 エドワード・ジエームズ・カレッジエッスキー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(変更前) 株式会社西友

代表取締役 エドワード・ジエームズ・カレッジエッスキー

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

(変更後) 合同会社西友

職務執行者 エドワード・ジエームズ・カレッジエッスキー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

ハ 変更年月日

平成二十一年九月一日

二 届出年月日

平成二十一年十月十四日

二 縦覧期間

平成二十一年十一月十日から平成二十二年三月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十一月十日から平成二十二年三月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千四百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 小手指店

所沢市小手指町一丁目二十五番三十六号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千四百七十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ト ステムビバ上尾店

上尾市大字上字堤下三百五番地一 ほか

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前八時から午後九時三十分

(変更後) 午前六時三十分から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前七時三十分から午後十時

(変更後) 午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十一年十一月十八日

ニ 届出年月日

平成二十一年十月二十三日

二 縦覧期間

平成二十一年十一月十日から平成二十二年三月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

(変更前) 株式会社西友 小手指店

(変更後) 西友 小手指店

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(変更前) 株式会社西友

代表取締役 エドワード・ジエームズ・カレッジエッスキー

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

(変更後) 合同会社西友

職務執行者 エドワード・ジエームズ・カレッジエッスキー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(変更前) 株式会社西友

代表取締役 エドワード・ジエームズ・カレッジエッスキー

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

(変更後) 合同会社西友

職務執行者 エドワード・ジエームズ・カレッジエッスキー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

ハ 変更年月日

平成二十一年九月一日

ニ 届出年月日

平成二十一年十月十四日

二 縦覧期間

平成二十一年十一月十日から平成二十二年三月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十一月十日から平成二十二年三月十日まで

ロ 意見書提出先

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十一月十日から平成二十二年三月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第四百八十号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二十四条の六の四第一項の規定により、貸金業者の業務の停止を命じたので、次のとおり公告する。

平成二十一年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

一 商号

アミス

二 氏名

李 峰明(荒川峰明)

三 主たる営業所等の所在地

埼玉県行田市南河原八三七番地七

埼玉県告示第四百八十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条十六項の規定により、川島町土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十一年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所

同 理事 高田康男 比企郡川島町大字虫塚二五五番地一
同 飯島長弘 同 同 同 中山二一九六番地

理事

利根川章

比企郡川島町大字北園部四五八番地

同

大森正明

同 同 吹塚八〇四番地一

同

藤崎民夫

同 同 同 上伊草一三〇一番地

同

細野助男

同 同 同 下伊草一六四番地

同

小久保徳次

同 同 同 平沼六四三番地

同

岡部孟

同 同 同 釘無一一八番地

同

高橋敬一

同 同 同 表五〇番地

同

間仲進

同 同 同 曲師一一〇番地

同

原田裕

同 同 同 出丸中郷一七二五番地

同

清水健一

同 同 同 上八ツ林九二一番地

同

佐藤定夫

同 同 同 下八ツ林三七〇番地

同

鈴木一男

同 同 同 牛ヶ谷戸六〇二番地

同

松崎逸之

同 同 同 虫塚四六番地

同

林弘之

同 同 同 加胡九番地一

同

岡部明治

同 同 同 一本木二二一番地

同

磯崎慎一

同 同 同 東松山市大字古凍五九六番地一

同

道祖土美登

比企郡川島町大字吹塚二一八番地

同

遠山勝元

同 同 同 安塚二七番地

同

鈴木健

同 同 同 柴竹一四八番地

同

渡辺寛

同 同 同 下大屋敷三二四番地

同

矢部滋

同 同 同 山ヶ谷戸七三番地

同

山口榮一

同 同 同 上小見野六六九番地

二 退任

同

山口榮一

同 同 同 上小見野六六九番地

同

高田康男

比企郡川島町大字虫塚二五五番地一

同

新井勝三

同 同 同 中山二〇二一番地四

同

山口福夫

同 同 同 正直七三〇番地一

同

大森正明

同 同 同 吹塚八〇四番地一

同

伊藤三美

同 同 同 上伊草七三一番地

同

加島峯一

同 同 同 伊草一五二番地

同

細谷貞夫

同 同 同 白井沼八二四番地

同

猪鼻寿一

同 同 同 下谿六五二番地

| | | |
|----|-------|-----------------|
| 理事 | 小島昇 | 比企郡川島町大字表四六九番地二 |
| 同 | 斉藤幸治 | 同 出丸中郷二七二番地 |
| 同 | 辻村秀寿 | 同 同 三五四番地 |
| 同 | 森野忠男 | 同 同 畑中一七四番地二 |
| 同 | 沼田政男 | 同 同 三保谷宿二一五番地 |
| 同 | 新井誠一 | 同 同 牛ヶ谷戸四八三番地 |
| 同 | 松崎逸一 | 同 同 虫塚四六番地 |
| 同 | 柴田信一 | 同 同 下小見野七四八番地 |
| 同 | 長島一夫 | 同 同 鳥羽井一二番地四 |
| 同 | 松本勇 | 東松山市大字古凍五四一番地一 |
| 監事 | 道祖土美登 | 比企郡川島町大字吹塚二一八番地 |
| 同 | 藤倉敏司 | 同 同 角泉五八番地 |
| 同 | 矢部實 | 同 同 平沼五四五番地 |
| 同 | 渡辺寛 | 同 同 下大屋敷三二四番地 |
| 同 | 矢部滋 | 同 同 山ヶ谷戸七三番地 |
| 同 | 岡安道夫 | 同 同 下小見野七五番地 |

埼玉県告示第千四百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、小島土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年十一月十日

職名 氏名 住所
理事 田中逞夫 熊谷市妻沼小島一九二六番地
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千四百八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業下蒔田地区(中山間地域総合整備事業)の換地計画を平成二十一年十一月四日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及びその換

地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年十一月十日
埼玉県知事 上田清司
二 縦覧場所
秩父市役所

一 縦覧期間

埼玉県告示第千四百八十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

平成二十一年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 |
|-------|--------|---------------------------------|
| 県道 | 鴻巣停車場線 | 鴻巣市本町二丁目二九三番地先から同市本町一丁目二九三番地先まで |

埼玉県告示第千四百八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

平成二十一年十一月十日から平成二十一年十一月二十四日

一 都市計画の種類及び名称

川越都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

比企郡川島町大字上伊草の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉

埼玉県告示第千四百八十六号

熊谷市から熊谷都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第

第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千四百八十七号

狭山市から狭山都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千四百八十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話〇四八―八三〇―五三三七

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町村役場の都市計画主管課

| | |
|--------------|--|
| 番号 | 1 |
| 都市計画区域名 | 久喜市 |
| 市町村名 | 久喜市 |
| 都市計画の種類及び名称 | 「都市計画区域の整備開発及び保全の方針」 「区域区分」 「用途地域」 |
| 期日及び時間 | 平成二十一年十一月十一日 午前十時から |
| 公聴会場所 | 久喜総合文化会館二階 広域文化展示室 |
| 提出期間 | 平成二十一年十一月十日から 平成二十一年十二月一日まで |
| 公述申出書提出先 | 久喜市都市整備部産業基盤推進課、埼玉 県都市整備部都市計画課 |
| 都市計画の構想の閲覧期間 | 平成二十一年十一月十日から 平成二十一年十二月二十 四日まで |
| 都市計画の構想の閲覧場所 | 久喜市都市整備部産業基盤推進課、埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸 県土整備事務所 |

別記一

公 述 申 出 書

年 月 日 日付け埼玉県報に登載された 都市
計画 の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し
出ます。

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

(1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してくだ
さい。

(2) かい書で、横書きにしてください。

埼玉県告示第千四百八十九号

さいたま市からさいたま都市計画島町
西部土地区画整理事業の決定に係る図書
の写しの送付を受けたので、都市計画法
(昭和四十三年法律第百号)第二十条第
二項の規定により、当該図書の写しを埼
玉県都市整備部市街地整備課において縦
覧に供する。

平成二十一年十一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第千四百九十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第
百十九号)第三十九条第一項の規定によ
り、土地区画整理組合の事業計画の変更
を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十一年十一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

新座市野火止上北土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十九年三月三十日から
平成二十三年三月三十一日まで

三 施行地区

新座市野火止五丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県新座市野火止五丁目六番十九
号

五 設立認可の年月日

平成十九年三月三十日

六 変更認可の年月日

平成二十一年十一月十日

埼玉県告示第千四百九十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により
宮代町道仏土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のと
おり公告する。

平成二十一年十一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

氏 名 住 所

島 村 通 勇 宮代町宮代二丁目六番二三号

宮代町長 榊原 一雄 同 笠原一丁目四番一号

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 秋山 幸男

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 | 備考 |
|--------|--|-------------|---|
| 上里 鬼石線 | 児玉郡上里町大字三町字寺西五二四番地先から同郡同町大字三町字横町裏五七八番一〇地先まで ただし、関係図面に表示する部分に限ります。 | 平成二十一年十一月十日 | 平成十七年十二月十六日埼玉県本庄県土整備事務所長で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長三〇八・〇メートル |

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 秋山 幸男

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 | 備考 |
|--------|---|-------------|---|
| 児玉 新町線 | 児玉郡上里町大字三町字横町裏五六四番二地先から同郡同町大字三町字諏訪裏七七六番一地先まで ただし、関係図面に表示する部分に限ります。 | 平成二十一年十一月十日 | 平成十七年十二月十六日埼玉県本庄県土整備事務所長で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長三四三・〇メートル |

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

平成二十一年十一月十日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下早見菖蒲線
- 三 道路の区域

| 旧新別 | 区 | 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-----|---|---|-----------------|--------------|-------------------|
| 新A | 久喜市大字下早見字内谷一八五七番四地先から同市大字下早見字内谷一八六八番一地先まで | | 一八・二八、 二二・一九 | 二二八・二六 | 圏央道建設工事に伴う迂回路の設置。 |
| 新B | | | 一三・一四、 一四・七一 | 一三〇・〇〇 | |

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 | 備考 |
|--------|---|---------------------|-----------------------------|
| 下早見菖蒲線 | 久喜市大字下早見字内谷一八五七番四地先から同市大字下早見字内谷一八六八番一地先まで | 平成二十一年十一月十日 午前十時 | 圏央道工事に伴う迂回路の設置。延長一三〇・〇〇メートル |

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十一月十日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年十一月二日

指令熊建セ第二一〇〇七二号

二 検査済証番号

平成二十一年十一月四日

熊建セ第百三十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北埼玉郡騎西町大字鴻荃字三ツ俣二八四六―四、二八四七―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北埼玉郡騎西町大字鴻荃二八四六

森田 英雄

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

一 許可番号

平成二十一年十一月四日

指令熊建セ第二〇〇六〇二号

新藤 巧

二 検査済証番号
 平成二十一年十一月四日
 熊建セ第七百四十号
 三 開発区域に含まれる地域の名称
 埼玉県北埼玉郡騎西町大字中種足字
 七番一二五五番一
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 埼玉県南埼玉郡菫蒲町菫蒲四三五一
 五ラフイネ・ロジューマンB一〇三
 榎本 幸次

平成二十一年十一月十日
 埼玉県越谷建築安全センター所長
 坂巻 一 男
 一 許可番号
 平成二十一年十月十九日
 指令越建セ第二一〇三二一号
 二 検査済証番号
 平成二十一年十一月四日
 第二八二一一号
 三 開発区域に含まれる地域の名称
 南埼玉郡菫蒲町大字三箇字矢島二四
 六六一、二四六七一、二四六八一
 一

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第
 千九十五号
 都市計画法(昭和四十二年法律第百
 号)第三十六条第三項の規定により、次
 の開発行為に関する工事が完了したの
 で、公告する。

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東京都千代田区二番町八番地八
 株式会社セブニーイレブン・シヤパ
 ン
 代表取締役 井阪 隆一

埼玉県病院事業告示第十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について次のとおり
 一般競争入札に付する。
 平成二十一年十一月十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
 埼玉県立がんセンターで使用する電気 予定使用電力量9,055,829キロワッ
 ト時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成22年2月1日から平成23年1月31日まで

(4) 需要場所

埼玉県立がんセンター
 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価、
 同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単
 価、同一月の時間帯の区分ごとの単価とする。)を根拠(小数点以下を含むこ
 とができる。)とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札
 金額とすること。
 なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パー
 セントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるとき
 は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、
 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である
 かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載
 すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない
 者であること。
 - (2) 上記1(1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。
 - (3) 公告日から入札日までの期間に、国又は地方公共団体において電力調達の契
 約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがな
 されている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき
 再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を
 受けている者を除く。
 - (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づく一般電気
 事業の許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電
 気事業の届出を行っている者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所
 並びに問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地 埼玉県立がんセンター事務局管理部管財担当 高沢 喜好 電話048-722-1111 (代表)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成21年11月20日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県立がんセンター 本館1階 カンファレンス室 平成21年12月21日(月) 午前10時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県立がんセンター 事務局管理部管財担当 平成21年12月18日(金) 午後4時必着

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第143条第2項において準用する第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

平成21年11月27日(金)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければ

ならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to be used in Cancer Treatment Center, Building 9,055,829 kWh

(2) Time-limit for tender : 10 : 00 a.m., December 21, 2009

(tender submitted by mail : 4 : 00 p.m., December 18, 2009)

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Hoapital Management Division, Cancer Treatment Center, Komuro 818, Ina-Machi, Saitama-ken 362-0806, Telephone 048-722-1111



埼玉県病院事業管理規程第143条

本公告に基づいて政府調達に関し、特定の買主を指定し、その買主の選定に際しては、競争入札を要しないものとする。

平成二十一年十一月十日

埼玉県環境部建設課 名 保 審

1 調達内容

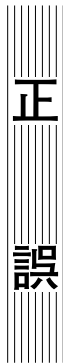
- (1) 購入等件名及び数量
埼玉県立精神医療センターで使用する電気 予定使用電力量2,290,000キロワット時
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 供給期間
平成22年2月1日から平成23年1月31日まで
 - (4) 需要場所
埼玉県立精神医療センター
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地2
 - (5) 入札方法
入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価 (kW単価、同一月においては単一のものとする。) 及び使用電力量に対する単価 (kWh単価、同一月の時間帯の区分ごとの単価とする。) を根拠 (小数点以下を含むことができる。) とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 上記1(1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。
 - (3) 公告日から入札日まで期間に、国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続き開始の申立てがな

されている者でないこと、又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

- (5) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第3条第1項の規定に基づく一般電気事業の許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業の届出を行っている者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地2 埼玉県立精神医療センター 事務局管理業務部管財担当 進藤 剛 電話048-723-6805 (直通)
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の翌日から平成21年11月20日 (金) まで (日曜日、土曜日及び祝日を除く。) の午前10時から午後4時まで (正午から午後1時までを除く。) 上記(1)の場所において交付する。
 - (3) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県立精神医療センター 本館2階 研修室 平成21年12月21日 (月) 午前11時
 - (4) 郵便 (書留郵便に限る。) による場合の入札書のあて先及び受領期限
埼玉県立精神医療センター 事務局管理業務部管財担当 平成21年12月18日 (金) 午後5時必着
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率 (100分の5以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程 (平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。) 第143条第2項において準用する第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100分の10以上) を乗じた

- 額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成21年11月27日(金)午後4時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。
 - イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
 - 次に掲げる入札書は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
 - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
 - ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

- (6) 落札者の決定方法
 - 財務規程第136条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (7) 手続における交渉の有無
 - 無
 - (8) 支払条件
 - 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
 - (9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to be used in Psychiatric Hospital, Building 2,290,000 kWh
 - (2) Time-limit for tender : 11 : 00 a.m., December 21, 2009
(tender submitted by mail : 5 : 00 p.m., December 18, 2009)
 - (3) Contact point for the notice : Property Management Section, Psychiatric Hospital, Komuro 818-2, Ina-Machi, Saitamaken 362-0806, Telephone 048-723-6805



埼玉県本庄県土整備事務所長告示第九号
 (平成十七年十二月十六日第七百三十二号) 中訂正

頁玉郡上里町大字三町字
 横町裏五六四番二地先



埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十五号(平成二十一年四月十四日第二千七百七十二号) 中訂正
 ページ
 二十一 表中

正

誤

| | |
|------|---|
| 発行日 | 毎週 火曜日・金曜日 |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円 (郵便料金を含む) |
| 発行者 | 埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二―(代表) |
| | 埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm |
| 印刷所 | 関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇―(代表) |

| 旧新別 | 区 | 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-----|--------------------------------------|---|-----------------|--------------|---|
| 旧新B | 蓮田市大字閨戸字松原二八八八番一地先から同市東三丁目四一九九番一地先まで | | 二三・八〇 七二・〇〇 | 三七六二・二〇 | |
| 新A | 蓮田市東三丁目四三四五番二六地先から同市東三丁目四一九八番一地先まで | | 一六・〇〇 一八・二〇 | 三〇七・二〇 | 旧Aの一部を告示日をもって蓮田市へ移管。残りの区間は県道蓮田鴻巣線とする。新Aは国道百二十二号とする。 |
| 旧A | 蓮田市大字閨戸字松原二八六五番二地先から同市東三丁目四一九八番一地先まで | | 六・二〇 二五・二五 | 三九四二・〇〇 | |

| 旧新別 | 区 | 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-----|--------------------------------------|---|-----------------|--------------|---|
| 旧新B | 蓮田市大字閨戸字松原二八八八番一地先から同市東三丁目四一九九番一地先まで | | 二三・八〇 七二・〇〇 | 三七六二・二〇 | |
| 旧A | 蓮田市大字閨戸字松原二八六五番二地先から同市東三丁目四一九八番一地先まで | | 六・二〇 二五・二五 | 三九四二・〇〇 | 旧Aの一部を告示日をもって蓮田市へ移管。残りの区間は県道蓮田鴻巣線として管理。 |